

鳥取県告示第90号

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条の20第1項の規定による指定登録機関の指定をしたので、同法第10条の20第3項において準用する同法第10条の6第1項の規定により次のとおり告示する。

平成23年2月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 指定登録機関の名称及び住所
社団法人鳥取県建築士会
鳥取市田園町三丁目375
- 2 二級建築士等登録事務を行う事務所の所在地
鳥取市田園町三丁目375
- 3 二級建築士等登録事務の開始の日
平成23年4月1日